

伊達市の人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 職員の採用状況

試験種目	受験申込者数			第一次試験合格者数				第二次試験合格者数			
	男	女	合計	男	女	合計	倍率	男	女	合計	倍率
大学卒程度(行政)	54	25	79	20	10	30	2.63	10	8	18	4.39
大学卒程度(土木)	1	0	1	1	0	1	1.00	1	0	1	1.00
大学卒程度(行政)再	44	12	56	7	3	10	5.60	1	2	3	18.67
高校卒程度(行政)	17	23	40	13	6	19	2.11	2	1	3	13.33
資格免許職(教諭・保育士)	4	30	34	2	18	20	1.70	0	7	7	4.86
民間企業等職務経験者(土木)	6	1	7	2	0	2	3.50	2	0	2	3.50
任期付職員(税務)	2	2	4	2	2	4	1.00	0	1	1	4.00
任期付職員(税務)再	1	0	1	1	0	1	1.00	1	0	1	1.00
合計	128	93	221	47	39	86	2.57	16	19	35	6.31

イ 職員の退職の状況(H26.4.1～H27.3.31)

	定年退職	勸奨退職	普通退職等	合計
退職者数	19	6	9	34

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成27年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	組織再編による減 任期付職員不補充による減
		総務	158	154	-4	
		税務	31	30	-1	
		農林水産	27	27	0	
		商工	7	7	0	
		土木	41	46	5	
		民生	76	85	9	
		衛生	46	51	5	
	計	392	406	14		
	教育部門	95	79	-16	組織再編による減	
消防部門			0			
小計	487	485	-2			
公営企業等部門	水道	18	18	0		
	下水道	9	9	0		
	その他	20	20	0		
	小計	47	47	0		
合計		534	532	-2		

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況(一般会計決算)

(単位:人、千円)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	488	1,822,602	272,200	648,494	2,743,296	5,622
26年度	486	1,782,378	290,872	654,706	2,727,956	5,613
前年比	△ 2	△ 40,224	18,672	6,212	△ 15,340	△ 8

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、各年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(2) 職員の平均年齢及び平均給料月額と一般行政職の初任給(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	区 分	伊達市	福島県	国
一般行政職	42.2 歳	319,500 円	大 学 卒	179,300 円	186,000 円	174,200 円
技能労務職	50.8 歳	338,300 円	高 校 卒	146,300 円	150,800 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大 学 卒	235,300 円	291,900 円	348,736 円	365,300 円
	高 校 卒	219,100 円	248,900 円	300,940 円	347,400 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	241,400 円	— 円	— 円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況(27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	69 人	18.4 %
2 級	主任主事	34 人	9.1 %
3 級	主査	101 人	26.9 %
4 級	課長補佐	117 人	31.2 %
5 級	課長	39 人	10.4 %
6 級	次長	2 人	0.5 %
7 級	部長	13 人	3.5 %

(5) 職員手当の状況

ア 期末勤勉手当

区分	伊達市		福島県		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.75月分	1.225月分	0.75月分	1.225月分	0.775月分
12月期	1.325月分	0.75月分	1.325月分	0.75月分	1.375月分	0.775月分
計	2.55月分	1.5月分	2.55月分	1.5月分	2.6月分	1.55月分
職制上の段階 職務の等級に よる加算措置	有		有		有	

イ 退職手当

伊 達 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		

(6) 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	徴収業務に従事したとき、又は保育料等税外収入の徴収業務に従事したとき	日額1回 300円
防疫作業手当	感染症の防疫作業に従事したとき	1回 300円
災害現場作業手当	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、屋外において応急作業又は復旧作業に従事したとき	日額1回 300円
社会福祉職員手当	社会福祉に関する業務に専ら従事する者	日額1回 300円
死体取扱作業手当	人の死体の収容、搬送等の作業に従事したとき	1件 5,000円
保健指導業務手当	保健指導に関する業務に従事したとき	日額1回 300円
用地交渉手当	現地において公共の用に供する土地の取得等の交渉の業務に従事したとき	日額1回 300円
下水道排水設備検査手当	現地において排水設備検査の作業に従事したとき	日額1回 300円
水道料金等徴収手当	水道料金等徴収業務に従事したとき	日額1回 300円

(7) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	133,766 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	357 千円

(8) その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価					
扶養手当	配偶者	13,000円				
	1人につき	6,500円				
	特定期間の加算	5,000円				
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 ・ 20,500円以下→家賃-9,500円 ・ 20,500円<家賃<52,500円→(家賃額-20,500円)÷2+11,000円 ・ 家賃52,500円以上→27,000円					
	2 配偶者等の居住する借家・借間 (1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員					
通勤手当	1. 交通機関等の利用者 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 55,000円以下については運賃等相当額					
	2. 自動車等の使用者 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上で					
	支給額(片道)	2km ~ 4km	2,700円	28km ~ 30km	20,200円	
		4km ~ 6km	4,000円	30km ~ 32km	21,600円	
		6km ~ 8km	5,400円	32km ~ 34km	22,900円	
		8km ~ 10km	6,700円	34km ~ 36km	24,300円	
		10km ~ 12km	8,100円	36km ~ 38km	25,600円	
		12km ~ 14km	9,400円	38km ~ 40km	26,900円	
		14km ~ 16km	10,800円	40km ~ 45km	29,900円	
		16km ~ 18km	12,100円	45km ~ 50km	32,800円	
		18km ~ 20km	13,500円	50km ~ 55km	35,700円	
		20km ~ 22km	14,800円	55km ~ 60km	38,000円	
		22km ~ 24km	16,200円	60km ~ 65km	39,900円	
		24km ~ 26km	17,500円	65km ~ 70km	42,800円	
26km ~ 28km		18,900円	70km ~	43,900円		
単身赴任手当	支給要件 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員					
	支給定額		23,000円			
	加算額	100km ~ 300km	6,000円	1,100km ~ 1,300km	38,000円	
		300km ~ 500km	13,000円	1,300km ~ 1,500km	43,000円	
		500km ~ 700km	20,000円	1,500km ~ 2,000km	48,000円	
		700km ~ 900km	26,000円	2,000km ~ 2,500km	53,000円	
900km ~ 1,100km		33,000円	2,500km ~	58,000円		
宿日直手当	5,400円 ~ 8,000円					
寒冷地手当	支給なし					
管理職手当	部長・理事	72,000円				
	次長・参事	58,200円				
	課長・総合支所長 等	47,800円				
	課長補佐 等	39,100円				
	給食センター副所長	35,300円				

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

ア 一般の職員の勤務時間等

労働基準法第32条並びに地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、条例で規定しています。
 勤務時間 1週間あたり38時間45分
 月曜日から金曜日までの5日間に1日7時間45分(午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 一般の職員の休日

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日

※勤務する施設等の業務時間等により勤務時間や休日異なる場合があります。

(2) 休暇制度の概要

種類	日数等
年次有給休暇	
職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与えられる休暇です。 ※新規採用者は、採用される月により異なります。	20日
病欠休暇	
職員が負傷又は疾病のための療養の必要があり勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇です。	
療養休暇(任命権者が、結核性疾患により長期の療養を要するものと認めた場合)	2年以内
成人病及び精神科疾患の場合	180日
その他の負傷又は疾病のための休暇	90日
特別休暇	
あらかじめ定められた特定の事由に該当する場合に、所定の手続に従い、適法に任命権者の承認を経て具体的な勤務義務を免除される制度です。	
産前産後休暇	出産の予定日前8週間以内(多胎妊娠の場合にあっては、14週間以内)及び出産後8週間以内の期間
配偶者出産休暇	3日の範囲内の期間
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な女性職員が必要とする日数で、その都度2日以内。
妊娠障害休暇	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休養として与えられる休暇で、14日以内
子の看護のための休暇	小学校就学前の子の看護が必要な場合、一の年において5日以内(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間
短期介護休暇	配偶者や父母、子などの家族が病气やけが等又は老齢により2週間以上にわたって、生活に支障のある要介護状態であるときに、5日間。
忌引き休暇	親族が死亡した場合の休暇で、親族によって休暇の日数が異なる(資料6)
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 一の年において5日以内
夏季休暇	毎年7月1日から9月30日までの期間内における3日以内
結婚休暇	7日以内(週休日・祝日も含む)
配偶者、父母及び子の祭日の場合の休暇	父母の追悼のため特別な行事を行う場合のための休暇で、その都度1日
骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供を行う場合の休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録の申出又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に対する骨髄移植のための骨髄液の提供に伴い必要な検査、入院等をするために必要と認められる期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合の休暇	公民に認められる選挙権など国家又は公共団体の公務に参加する場合に必要なと認められる期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
感染症の予防等により交通を制限され、又は遮断された場合の休暇	都道府県、市町村といった公的行政機関によって交通の制限・遮断等が執られた場合に該当する休暇で、期間はその必要と認められる期間
風水震災火災その他非常災害により交通を遮断された場合の休暇	必要と認められる期間

風水震災その他天災地変等による、職員の住居が滅失し、又は破壊された場合	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に必要と認められる期間
交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	職員の責めによらない事故によって職員が勤務に就けない事情がある場合に必要と認められる期間
介護休暇	
職員が負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇です。	2週間～6月の期間内において、必要と認められる期間

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

勤務に堪えない場合等に行われる分限処分(免職、休職、後任、降級)は、平成26年度は行われませんでした。

(2) 懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない行為を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)は、平成26年度は5件行いました。

5 職員の服務の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(平成26年1月1日～平成26年12月31日)

平均取得日数 9.7 日
消化率 25.0 %

(2) 育児休業の取得状況

ア 育児休業職者数

	取得者数	うち新規	取得可能職員
男性	0人	0人	8人
女性	15人	5人	5人
合計	15人	5人	13人

イ 育児休業取得承認期間(平成26年度新規取得者)

承認期間	職員数
6月以下	0人
6月超え～1年以下	2人
1年超え～1年6月以下	1人
1年6月超え～2年以下	1人
2年超え～2年6月以下	0人
2年6月超え	1人
合計	5人

6 職員の研修の状況

職員の公務能率の発揮と増進を図るため、平成26年度中に実施した主な研修は、次のとおりです。

(1) 一般研修

研修先	内容	受験者数
自治研修センター	新規採用職員研修(前期)	23
	新規採用職員研修(後期)	23
	基礎力アップ研修	16
	応用力アップ研修	9
	実行力アップ研修	4
	総合力アップ研修	8
	新任係長研修	23
	新任管理者研修	3
	新任課長研修	12
	採用10・14年目職員	7
	研修講師養成講座	2
	その他	5
	合計	

(2) 派遣研修

研修先	内容	受験者数
早稲田大学人材マネジメント	中堅職員	3
その他の研修	第19回全国首長連携交流会	2
	市町村アカデミー(子育て支援対策)	1
	平成26年度第1回元気な街づくりを考える首長研究会	1
	福祉自治体ユニット・地域ケア政策ネットワーク合同総会・講演会	2
	第15回介護保険サミットinくまもと	2
	教育政策プログラム「上級プロフェッショナル養成研修」	1
	派遣研修(施策提案プロジェクトチーム視察研修)	6
	派遣研修(伊達マルシェ秋の陣日本IBM物産展)	2
	スポーツコミッション連絡協議会発足記念シンポジウム	1
	平成26年度第2回スポーツコミッション研究会	1
	低炭素な地域づくりに取り組む首長の会	1
	福島県都市人事主管者協議会	3
	全国建設研修センター	3
	仙台法務局管内各市町村戸籍事務従事職員上級者研修	1
政策研究会報告会	6	
行政課題セミナー	10	
合計		46

(3) 職場内研修

研修名	対象者	受験者数
新規採用職員研修	平成25年度採用 新規採用職員	25
姉妹都市松前町との交流研修	全職員対象(若手職員を中心)	51
接遇研修会(応対マナー)	中堅職員(副主幹以上及び新規採用職員除く)	72
人材マネジメント研修	①課長、課長補佐級、②副主幹級	120
施策提案プロジェクトチーム	採用20年までの職員(若手職員が中心)	22
合計		290

(4) 自主研修

研修名	対象者	受験者数
自主研修	応募職員	28

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 主な健康管理事業

項目	対象者・検査項目	実施時期
職員人間・脳ドック検診	対象 … 35歳以上5歳刻みの職員 内容 … 人間ドック、脳ドック	5月～2月
ストレスチェック・カウンセリング事業	対象 … 全職員 内容 … 調査票記入によるストレス状態のチェック 該当職員に対するカウンセリング	6月、11月
婦人がん検診	対象 … 女性職員 内容 … 婦人がん検診	8月～2月
生活習慣病予防検診	対象 … 全職員 内容 … 胃がん検診、心電図検査、眼底検査、聴力検査、血液検査、胸部検診、大腸がん検診、VDT健康診断、腹囲測定	11月～12月

(2)伊達市職員互助会の事業

伊達市職員互助会を条例に基づき設置し、職員が心身ともに健康で職務に専念できることを基本に、士気の高揚や仕事を進めていく上で必要な職員相互の連帯感の醸成につながる事業を実施しています。

※ 平成26年度(決算)

- ・ 会員数 537名(平成26年4月1日現在)
- ・ 会員(職員)掛金 金額 …… 10,268千円
掛金率 …… 給料月額 × 5/1,000
- ・ 事業内容
 - 給付事業 …… 会員の弔事、慶事、災害等に際し、弔慰金、祝い金、見舞金等の給付を行う
 - 厚生事業 …… スポーツ・レクリエーション活動、各種サークル活動等について費用の一部を助成する。

事業運営に必要な費用は、主に会員(職員)掛金と福島県市町村職員共済組合からの給付金によりまかなわれています。

なお、給付事業は職員が負担する会費のみを財源として、福島県市町村共済組合からの給付金は「地方公務員法が定める福利厚生事業」にのみ充当することとしています。

(3)公務災害補償

公務中や通勤中に、災害が発生し職員が負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がされます。

平成26年度公務上の災害及び通勤災害は、2件発生しています。